

豊田マリン利用規約

豊田マリンのご利用に当たって、以下のご利用規約に基づいて、楽しく安全にマリーナ施設をご利用下さい。

マリーナ施設について

(1) 営業日及び営業時間

営業日は年度始めに定める営業カレンダーの通りに行います。営業時間は通常 8:30~17:30 迄とします。また変更のある場合は別途ご案内致します。

(2) マリーナ利用資格

- ・ 暴力団関係者及び暴力常習者、またその恐れのある方のご利用は堅くお断り致します。
- ・ 保管艇のご利用はマリーナ契約者及び共同利用者とし、その他の方は原則として禁止いたします。
- ・ 敷地内での営業行為は特別に当マリーナの承認を受けた方以外はお断り致します。(保管艇のレンタル営業等)

(3) 出航、帰港方法及び手続き

- ・ 出港の際には必ず出航届けを記入提出し、マリーナスタッフにその旨ご連絡下さい。
- ・ 営業時間外の出航は事前に連絡してください。出航届けは出航届けポストへ投函願います。
- ・ 帰港されましたら速やかに連絡して下さい。帰港時刻より遅れ、なおかつ連絡が無い場合は、約 1 時間を目安としてマリーナスタッフの判断により捜索活動を行います。この場合の捜索費用は出航者の負担となります。

(4) 施設利用

- ・ 営業時間外の施設ご利用はご遠慮願います。ただし保管艇のご利用はマリーナ契約者、共同所有者のみ許可致します。それに伴う過度の水道代、電気代は別途見積もりさせていただきます。
- ・ 臨時入港者(ビジター)の方の係船、施設利用はマリーナスタッフに届け出してください。
- ・ 利用料金、修理代金等のご清算は、現金または銀行振り込みにて一括清算をお願い致します。
- ・ 駐車場及び施設内での事故、盗難及びその他のトラブルに関して当社は一切責任を負いません。
- ・ マリーナ内の設備や施設を故意又は過失により壊した場合は、その修理代を請求させていただきます。
- ・ 偽りの申し込み等、不正行為があった場合は、その申し込みすべてを無効と致します。
- ・ 混雑時のボートヤード内へのお車の乗り入れは、ご遠慮ください。
- ・ 艇の変更があった場合は、変更手数料を別途頂きます。

(5) マリーナ内遵守事項、禁止事項

- ・ 保管艇、給油艇、臨時入港艇等は取り決められたバース、指示された場所へ係留してください。
- ・ ポンツーン、スロープでの魚釣り、遊泳はご遠慮願います。
- ・ 敷地内及び港内は、定められた場所以外の喫煙はご遠慮願います。
- ・ 港内において艇のトイレの使用はご遠慮願います。陸上のトイレを使用してください。
- ・ 危険場所へは立ち入らないで下さい。(フォークリフト付近、修理工場、ガソリン給油施設等)
- ・ ゴミは、空き缶、空き瓶、生ゴミ等仕分けをして所定の廃棄場に廃棄して下さい。
- ・ マリーナ敷地内への物品の放置はご遠慮願います。
- ・ 過度の飲酒はお慎み願います。
- ・ 夜間係留保管艇で宿泊される場合は白灯の点灯を願います。また騒音防止等、他船、近隣住民の皆様へご迷惑のかからない様十分ご注意願います。

- ・ 港内において夜間停泊中のエンジンの使用はご遠慮願います。
- ・ 他人への迷惑になる様な服装、行為はお慎み下さい。また敷地内への危険物の持ち込みはしないで下さい。(燃料類、ペイント類)
- ・ 有機すず系の船底塗料の持ち込みは厳禁致します。
- ・ キャビン、ハッチ等の施錠のキー及びエンジンキーはマリーナ保管用として予備をマリーナへお預け下さい。

航行について

(1) 航行計画

船長は艇の大きさ、気象条件、乗船人員、燃料、時刻等を考慮して総合的な判断のもとに無理のない航行計画を組み、当マリーナ所定の出航届けに記入して下さい。また航行中の一切の責任は船長にあります。

(2) 出港停止及び避難基準

気象、海象が次表に掲げる条件の一つに達したと認めるとき、または達する恐れがあると認められる時には出航停止して下さい。既に航行中の艇はただちに帰港するか、最寄の泊地(漁港、マリーナ等)に避難して下さい。

風速	視程	備考
8 m/s	1 km	

上の表に達しない場合でもマリーナスタッフが出航停止したほうが良いと判断し、停止指示を出した場合はその指示に従って頂きます。但しマリーナスタッフによる出港停止指示がない場合でも、出航判断の責任は船長にありますので船長は慎重な行動をお願い致します。

(3) 出航時、航行時の注意事項

- ・ 乗船定員、定積載重量、及び艇に具備すべき書類(海技免状、船舶検査証、検査手帳等)、標識、設備、備品等の法定事項の厳守願います。また救命胴衣は着用して下さい。
- ・ 通信設備(マリン VHF 推奨)、電話等は必ず搭載し電源を切らない様願います。
- ・ 夜間航行設備の無い艇の夜間航行は禁止します。
- ・ 海図等の参考資料は必ず確保して下さい。また出航前点検は必ず行って下さい。
- ・ 航法等の法定事項を厳守願います。
- ・ 漁業協同組合との申し合わせ事項やマリーナが定めた航行水域制限等(掲示板等でご案内)を遵守願います。
- ・ 操業漁船、敷設漁具等からの安全距離を充分確保し、接触事故や漁網損傷等の事故を起こさない様注意願います。またできるだけ浅瀬走行は避けて下さい。

(4) 港内航行に関して

- ・ 港内航行は右側を航行し、出入港の際には充分ご注意願います。
- ・ 防波堤内の航行は時速 3 ノット以下で徐行し、ディンギー、ヨット等の帆船の航行の妨げにならない様航行願います。
- ・ 港内航行は出船優先とし、右回り小回り、左回り大回りを遵守して下さい。

(5) 事故等、緊急事態発生時の連絡義務

- ・ 事故等、緊急事態が発生した場合は速やかに通信設備にてマリーナへ連絡願います。帰港後、事故概要について、マリーナスタッフへお届け願います。
- ・ 他船の遭難、事故等を確認された場合は速やかにマリーナへご連絡願います。なお船舶保険の加入については当マリーナにご相談ください。